

名護市幼保助成事業（保育施設用）のご案内

本市では、子育て世帯における経済的負担の軽減を目的とし、認可保育施設及び市内の認可外保育施設に入所している子ども（本市が保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を行った児童）のうち、国の幼児教育・保育の無償化の対象外となる、課税世帯の0～2歳児クラスの子どもの利用料と、3～5歳児クラスの子どもの食材料費について助成します。

- ・本事業は、国の幼児教育・保育の無償化に先駆けて平成30年9月より実施しているもの。
- ・延長保育に係る保護者負担分は、助成の対象外。

- 給付認定・保育
- 1号認定：子どもが満3歳以上で教育を希望する場合
 2号認定：子どもが満3歳以上『保育の必要な事由』に該当し、保育を希望する場合
 3号認定：子どもが満3歳未満で『保育の必要な事由』に該当し、保育を希望する場合

【助成対象施設】

- ①認可保育所 ②認定こども園 ③地域型保育事業所
 ④市内に設置されている認可外保育施設※（企業主導型保育施設を含む）
 ※ いわゆる国の幼児教育・保育の無償化対象施設であり、当該助成事業に係る事務を行う施設に限る。

【助成対象児童】

市内に住所を有する者※で、次のいずれかに該当する者

※ 本市が保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を行った児童

○利用料助成の対象児童

- ①認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用する子ども（市外所在の施設は一部対象外）
 ②助成対象となる市内認可外保育施設を利用する子ども

※ 国の幼児教育・保育の無償化の対象となる児童（住民税非課税世帯の0～2歳児クラスまでの子ども、3～5歳児クラスの子どもの）は、国の事業において無償化が図られます。

○食材料費助成の対象児童

3～5歳児クラス（1号認定・2号認定）の子ども

【助成の上限額】

		認可保育所	認定こども園	小規模保育事業所	認可外保育施設
利用料 注1		無償化	無償化	無償化	上限42,000円 ※施設によって異なる。
食材料費 （主食費＋副食費）注2	主食費のみ （副食費免除対象者）	上限900円	上限900円 注3	—	—
	主食費＋副食費	上限5,800円	上限5,800円 注3		

注1 利用料は、保護者負担となる月額の利用料です。（入園料、日単位、時間単位の保育料等は除く。）

注2 食材料費は、利用料と別に各施設が設定するもので、金額は施設によって異なります。

注3 1号認定の子どもに係る食材料費の助成上限額は、施設が給食を提供する日数に応じて変動します。
 土曜日や長期休業期間中（夏休みなど）は、預かり保育としての利用となりますので、本助成は行われません。

【お問合せ先】 保育・幼稚園課 認定・入所に関すること 保育係（内線122・129）
 幼保助成事業に関すること 給付係（内線109・116）